

消費税引上げに伴う引上げ分の社会保障施策への使途状況について

地方消費税収のうち引上げ分については「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとする」旨が地方税法に明記されております。これを受けて、本町の一般会計の歳出においては、引き上げ分に係る地方消費税収を下表のとおり各事業に充当しています。

（単位：千円、％）

	令和4年度 決算額	左のうち 一般財源	地方消費税交 付金社会保障 財源化分(A)	事業に対す る充当率	(A)の 構成比
(歳入) 地方消費税交付金	440,673	440,673			
うち社会保障財源化分	249,568	249,568			
(歳出) 社会保障関係経費	2,611,791	1,273,705	249,568	9.6	100.0
民生費	2,284,002	1,067,154	209,097	9.2	83.8
社会福祉に要する経費	672,139	244,607	47,928	7.1	19.2
高齢化対策等に要する経費	707,751	639,172	125,238	17.7	50.2
少子化対策に要する経費	904,112	183,375	35,930	4.0	14.4
衛生費	327,789	206,551	40,471	12.3	16.2
健康対策等に要する経費	327,789	206,551	40,471	12.3	16.2

（令和4年度決算統計より）

※地方消費税交付金の社会保障財源化分は社会保障関係事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。

入湯税の使途状況について

入湯税は、平成24年4月1日から宿泊で入湯された方に対して課税しており、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設並びに観光の振興に要する費用に充てるための目的税となっています。

令和4年度は、1,091,850円を観光振興に要する経費に充当しています。